

株式会社 ビジネスコンピュータ 宛

個人情報の開示等の請求書

私は、個人情報保護法第 29 条に基づき、下記の事項を請求いたします。

記

請 求 日	年 月 日
住 所	〒
氏 名	印
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	
当 社 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 個人のお客様 (お買上商品名：) <input type="checkbox"/> お取引先の役員又は従業員の方 { 所属企業・団体名：) { 当社関係事業所：) <input type="checkbox"/> 当社従業員 (従業員番号：) <input type="checkbox"/> 退職者 (最後の所属事業所：) <input type="checkbox"/> その他 具体的にご記入ください。: { }
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 利用目的の通知 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正・追加・削除 <input type="checkbox"/> 利用停止又は消去 <input type="checkbox"/> 第三者提供の停止
請 求 の 詳 細	
請 求 の 根 拠	(当社が個人情報を保有している根拠)

<注意事項>

1. 本人の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）の写しを添付願います。
本籍地が記載されているものがありましたら、その部分を消去してください。
2. 代理人が請求を行う場合には、本人及び代理人の身分証明証の写し並びに委任状を添付願います。
3. 利用目的の通知又は開示を請求される場合には、手数料500円をあらかじめお支払いいただきます。
お支払い方法は以下の2通りからお選びください。
・郵便局で手数料に相当する定額小為替を購入し、定額小為替を添付してください。
・指定銀行口座へ手数料を振込み、支払を証明する書類(ご利用明細書等)の写しを同封願います。
4. 回答は、請求者の身分証明書に記載の住所に郵送で行います。

お客さまご本人の確認書類について

当社は、お客様が「個人情報保護法第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示」をご請求された場合、データ漏えい防止の観点から、お客様ご本人の確認書類の提出をお願いしております。代理人の方がご請求する場合は、ご本人及び代理人両方の方の確認書類が必要となります。また、15歳未満の未成年者の方のご請求は、本人が直接行なうことは出来ません。従いました、法定代理人（民法第818条に規定の親権者）に示す代理人の方からのご請求が必要となります。各々の確認書類につきましては、下記をご参照下さい。

記

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。また、(写し)とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれません。

【ご本人の場合】

有効期間内の下記書類、いずれか1通が必要となります。本籍地が記載されているものがありましたら、その部分をマスクされお送りくださることをお勧めいたします。

- ・運転免許証のコピー
注) 現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
- ・住民基本台帳カードのコピー
注) 「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[Bタイプ]。
同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
- ・パスポートのコピー
日本国内で発行されたもので、顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要です。
- ・国民年金手帳のコピー
- ・各種福祉手帳のコピー
- ・各種健康保険証(プラスチック製のものを含む)のコピー
注) 住所欄は必ず現住所をご記入ください。消去できない油性ペンなどで記入してください。
- ・外国人登録原票の写し[外国人の場合]

【法人の成年後見人の場合】

- ・法人登記簿謄本・抄本・法人登記事項証明書(写し)のいずれか

【代理人の場合】

- (a). 法定代理人(民法第818条に規定の親権者)
 - ・戸籍謄本・抄本(写し)など本人との関係を証する書類
- (b). 法定代理人(民法第8条、第843条に規定の成年後見人)
 - ・(成年後見)登記事項証明書(写し)
- (c). 法定代理人(民法第839条、第840条に規定の未成年後見人)
 - ・(未成年後見)登記事項証明書(写し)
- (d). 任意代理人(本人が15歳以上であること)
 - ・本人が自署、押印した委任状(原本)

以上

個人情報開示時の手数料徴収について

当社は、個人情報保護法第三十条に定められた「第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示」を行う場合、本人への文書は、必要に応じて「簡易書留」または「配達記録」にて送付のため、実費相当額の手数料500円を徴収させていただきます。尚、手数料500円のお支払い方法につきましては下記をご参照の程お願い致します。

記

●郵便局定額小為替

お近くの郵便局にて定額小為替500円分をご購入頂きます。この場合の手数料はお客様の負担になります。返信封筒へ同封願います。

●銀行振込

千葉興業銀行 館山支店 (普通) 3668031 株式会社ビジネスコンピュータ
宛てお振込みいただきたくお願いいたします。この場合の手数料はお客様のご負担になります。
なお、「ご利用明細書」を返信封筒へ同封願います。

以 上